

# 事業計画書目次

[環境創造局]

9款3項1目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和6年度		令和5年度		増△減(6-5)		新規・拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	環境保全管理費	16,310	15,959	17,363	17,041	△ 1,053	△ 1,082	
2	大気水質常時監視事業	198,844	195,344	199,380	195,812	△ 536	△ 468	
3	環境測定事業	66,990	66,990	61,235	61,235	5,755	5,755	
4	都市生活型環境対策事業	6,063	6,063	6,364	6,364	△ 301	△ 301	
5	大気規制指導事業	14,582	14,567	15,264	15,251	△ 682	△ 684	
6	大気・音環境管理費	16,606	16,533	15,747	15,688	859	845	
7	水質規制指導事業	19,479	19,479	20,961	20,961	△ 1,482	△ 1,482	
8	土壌対策規制指導事業	18,136	17,673	17,364	16,891	772	782	
9	水・土壌環境管理費	11,277	10,948	6,967	6,655	4,310	4,293	
	計	368,287	363,556	360,645	355,898	7,642	7,658	

# 令和6年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	環境管理課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	9	款	3	項	1	目	政策番号	31	施策番号	7
事業名称	環境保全管理費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	16,310	0	0	351	0	15,959
令和5年度	17,363	0	0	322	0	17,041
増▲減	▲1,053	0	0	29	0	▲1,082

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	20,249	16,894
	市債＋一般財源	19,922	16,581
決算	事業費	20,052	17,543
	市債＋一般財源	19,739	17,227

令和7年度	令和8年度	令和9年度
16,310	16,310	16,310
15,959	15,959	15,959

事業概要 (アクティビティ)	<p>良好な生活環境の保全に向けて、環境法令や横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく事業所等に対する規制指導、市民・事業者・他自治体との連携等により対応します。</p> <p>〈主な内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所の申請・届出審査及び許可。環境情報管理システムを整備し、事業所の申請・届出に関する情報、公害相談、公害防止管理者等に関する情報を一元管理・共有します。</li> <li>化学物質による環境汚染防止を目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)に基づく届出事務及び市民・事業者の自主的取組、リスクコミュニケーションを推進します。</li> <li>環境管理計画及び生活環境保全推進ガイドラインに基づく、快適な生活環境の保全の推進に向けた企画・調整、調査、広報等</li> <li>事業者との環境保全協定の締結や、横浜市環境保全協議会(事務局：横浜商工会議所)の会員企業等と情報交換やセミナー等を実施するなど、事業者と連携しながら、横浜の環境改善を進めます。</li> <li>PM2.5や自動車排出ガスなどの課題に対して、九都県市首脳会議に参画し、継続的、広域的に取組を進めることで、対応策に反映していきます。</li> </ul>							
-------------------	---	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
申請・届出件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-	-
	件	実績	763	751					
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らしている」と回答した市民の割合	単位	目標	-	-	80	80	80	80	80
	%	実績	76.3	75.5					

事業目的	<p>地域の快適な環境での市民生活や環境と調和した事業活動のための持続可能な社会の構築を目指すため、きれいな大気・豊かな水環境、安全・安心な生活環境の保全・創造に向けた取組を進め、「かけがえのない環境を未来へ」つなげていくことを目的として事業を推進しています。</p>
------	--

背景・課題	<p>市内ではほぼ全ての項目・地点で各種環境基準を達成しており、この良好な状況を維持する必要があります。事業実施にあたっては、市民サービスの向上と業務効率化を目指し、デジタル化の取組を進める必要があります。</p>
-------	---

根拠法令・方針決裁等	<p>①大気汚染防止法 ②水質汚濁防止法 ③振動規制法 ④騒音規制法 ⑤悪臭防止法 ⑥土壌汚染対策法 ⑦特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ⑧ダイオキシン類対策特別措置法 ⑨横浜市生活環境の保全等に関する条例 ⑩特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ⑪公害紛争処理法 ⑫環境管理計画 ⑬生活環境保全推進ガイドライン ※⑦は第1号法定受託事務</p>
------------	--

根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市生活環境の保全等に関する条例では、公害を生じさせるおそれがある作業を行う事業所(指定事業所)に対して、施設の設置等の際に申請や届出を義務付けています。</li> <li>指定事業所：4678事業所(令和5年3月末時点)</li> <li>申請・届出件数：約800件/年(令和3年度実績763件、令和4年度実績751件)</li> <li>第一号法定受託事務であるPRTR法に基づく届出書の提出を受け付けています。</li> <li>届出事業所：約360件/年(令和3年度実績353件、令和4年度実績357件)</li> <li>環境保全・化学物質に関するセミナーの開催や動画の公開などの普及啓発を実施しています。</li> <li>実施件数：9件/年(令和3年度実績11件、令和4年度実績9件)</li> </ul>
---------	--

事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定事業所申請・届出受付、審査、許可書発行等 通年随時</li> <li>PRTR法届出事務 4～6月受付、7～8月国へ送付、9～12月過年度新規届出等の受付・国への送付</li> </ul>
----------	---

事業開始年度	昭和46年度
--------	--------

(単位：千円)

細事業(事業内訳)		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
1	管理費	7,805	8,036	▲231	公用車共用化による減

細事業(事業内訳)	2	環境情報管理システム運用	8,505	9,327	▲822	リース終了による減
	細事業合計		16,310	17,363	▲1,053	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	森山 晴美	係長	古角 朋彦	尾高 歩実

# 令和6年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	環境管理課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3					
歳出予算科目	一般会計	9	款	3	項	1	目	政策番号	31	施策番号	7
事業名称	大気水質常時監視事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	198,844	0	0	3,500	0	195,344
令和5年度	199,380	0	0	3,568	0	195,812
増▲減	▲536	0	0	▲68	0	▲468

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	211,964	198,635	198,844	198,844	198,844
	市債+一般財源	208,396	195,067	195,344	195,344	195,344
決算	事業費	207,890	187,324			
	市債+一般財源	201,063	183,755			

**事業概要 (アクティビティ)**  
 市内の大気や水質の状況を把握するために、学校や区役所、幹線道路等に自動測定機を格納した測定局を設置し、各種の汚染物質の濃度を常時測定している。これらの測定データは中央の監視センターに伝送され、集中監視している。また、大規模発生源工場からの汚染物質の排出状況等の常時監視を行っている。

- ①大気環境の常時監視 (一般環境測定局19局、自動車排出ガス測定局8局)  
 市内に大気一般環境測定局、自動車排ガス測定局を設置し、大気中の各種汚染物質 (PM2.5等) の自動濃度測定を行う。また、光化学スモッグ注意報等の県大気汚染緊急時措置等が発令された際には、市民や本市関連部署・施設に速やかに周知する。
- ②大気水質発生源事業場等の常時監視 (大気発生源工場27局、水質発生源工場28局、補助局1局)  
 大気・水質事業場等の排ガス・排水を常時監視する。
- ③大気環境中の放射線常時監視 (放射線モニタリングポスト1局)  
 市内に放射線モニタリングポストを設置し、大気環境中の放射線量を測定する。

事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
大気環境測定地点数	単位	目標	28	28	27	27	27	27	27
	地点	実績	28	28					
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
大気汚染に係る環境基準達成率 (常時監視5項目。光化学オキシダントを除く)	単位	目標	100	100	100	100	100	100	100
	%	実績	100	100					

**事業目的**  
 市内の大気水質環境を正確に把握することで、市民の健康・安全を維持していく。市内各地点の大気汚染物質濃度を測定し環境基準適合状況を把握すると同時に、県から大気汚染緊急時措置等が発令された際には市民や本市関連部署・施設に速やかに周知することで、健康被害の未然防止を図る。また、測定結果は本市のHPで公開しており、県や国にも提供され環境対策の基礎資料となっている。さらに大規模発生源工場の排出状況も把握し、規制指導の基礎データとして活用する。また、市民の安心・安全のため、空間放射線量の連続測定を行い、本市のHPで公開している。

**背景・課題**  
 生活環境に関する環境基準の適否等の現状把握や環境の保全に関する施策の効果を確認するため、各種環境法令に基づき測定局舎で24時間常時監視を実施している。今後も工場・事業場及び自動車等により、大気、水質に係る汚染物質の環境への影響を把握するため、常時監視測定データの取得を継続していく必要がある。そのためには、測定局舎・測定機器の維持管理・更新が重要であり、老朽化対応を順次進める必要がある。

**根拠法令・方針決裁等**  
 大気汚染防止法、水質汚濁防止法

**根拠・データ等**  
 ①大気環境の常時監視：大気汚染防止法に基づく法定受託事務  
 ②大気水質発生源事業場の常時監視：事業場との協定や規制指導の一環として実施  
 ③大気環境中の放射線常時監視：本市の放射線対策の一環として実施

**事業スケジュール**  
 昭和39年度：自動測定機による二酸化硫黄及び浮遊粉塵の常時監視を開始  
 昭和43年度：事業開始  
 昭和44年度：大気環境測定局のテレメータ化及びオンラインデータ処理装置を設置  
 平成29年度：大気水質常時監視テレメータシステム現行リリース開始  
 令和6年度：大気水質常時監視テレメータシステムリリース更新予定

**事業開始年度**  
 昭和43年度

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)		細事業名称	6年度	5年度	差引 (増減)	増減説明
1	大気水質常時監視テレメータシステム管理	107,634	109,680	▲2,046	リリース更新による積算見直しによる減	
2	測定局舎・測定機器等管理	91,210	89,700	1,510	電気料金値上げ見込みによる増	

	細事業合計	198,844	199,380	▲536	
--	-------	---------	---------	------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	森山 晴美	竹田 隆彦	毛受 広人

# 令和6年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	環境管理課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	4
歳出予算科目	一般会計	9 款 3 項	1 目	政策番号	31	施策番号 7
事業名称	環境測定事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	66,990	0	0	0	0	66,990
令和5年度	61,235	0	0	0	0	61,235
増▲減	5,755	0	0	0	0	5,755

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	44,267	57,281
	市債+一般財源	44,267	57,281
決算	事業費	40,869	56,741
	市債+一般財源	40,869	56,741

令和7年度	令和8年度	令和9年度
66,990	66,990	66,990
66,990	66,990	66,990

事業概要 (アクティビティ)	<p>大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法及び振動規制法等に基づく法定受託事務等の環境測定の実施。 市内各地点で下の各測定調査を実施し、各環境基準値や指針値等への適合状況を確認する。</p> <p>①水質調査 水質汚濁防止法第16条に基づき神奈川県知事が定める計画に従い、公共用水域（河川・海域）と地下水の水質調査を行う。 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、一般環境（公共用水域・地下水）のダイオキシン類濃度を測定する。</p> <p>②大気調査 大気汚染防止法第22条に基づく大気汚染物質の濃度測定を行う。PM2.5成分分析や大気測定局での自動測定以外の項目測定を実施する。 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、一般環境（大気）のダイオキシン類濃度を測定する。</p> <p>③騒音振動調査 騒音規制法及び振動規制法に基づく、道路交通騒音及び新幹線鉄道騒音振動測定を行う。</p>							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
水質測定地点数	単位	目標	78	73	73	72	72	72
	地点	実績	82	74				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
水質汚濁に係る環境基準達成率	単位	目標	100	100	100	100	100	100
	%	実績	84.4	86.7				
事業目的	市内各地点の環境基準適合状況を確認し、環境施策や規制指導に反映すると同時に、市HPで公開し市民に周知している。							
背景・課題	市民の安心安全及び健康の維持のため、各種環境法令に基づく環境測定を実施し、環境基準の達成の評価を継続して行う。また、有害性や環境への残留性等により新たに注目されている物質について、現状把握を適切に行い、施策の根拠とすることが必要である。							
根拠法令・方針決裁等	大気汚染防止法・水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法・騒音規制法・振動規制法							
根拠・データ等	①水質調査：水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく法定受託事務 ②大気調査：大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく法定受託事務 ③騒音振動調査：騒音規制法に基づく法定受託事務、新幹線鉄道振動に係る指針（昭和51年環大特第32号）に基づく調査							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は、市内の大気水質騒音等の環境状況を把握し、環境基準に対する評価や事業者指導等における基礎データとして使用するために不可欠なものであり、今後も継続して実施していく。</li> <li>各環境法令に基づく法定受託事務の事業については、法令改正（新規物質の追加等）に応じて事業内容を精査しながら、継続して実施していく。</li> <li>上記以外の事業に関しては、基準値適合状況等をふまえ、事業内容の見直しを進める。</li> </ul>							
事業開始年度	昭和43年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
		1	水質調査	34,080	29,680
2	大気調査	24,500	21,345	3,155	業務移行による増
3	騒音振動調査	8,410	10,210	▲1,800	ソフトウェア購入計画による減

	細事業合計	66,990	61,235	5,755	
--	-------	--------	--------	-------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	森山 晴美	係長	竹田 隆彦	佐藤 直之

# 令和6年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	大気・音環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	8	
歳出予算科目	一般会計	9 款 3 項	1 目	政策番号	31	施策番号	7
事業名称	都市生活型環境対策事業						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	6,063	0	0	0	0	6,063
令和5年度	6,364	0	0	0	0	6,364
増▲減	▲301	0	0	0	0	▲301

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	7,095	6,285	6,063	6,063	6,063
	市債＋一般財源	7,095	6,285	6,063	6,063	6,063
決算	事業費	4,290	2,496			
	市債＋一般財源	4,289	2,496			

事業概要 (アクティビティ)	騒音、振動、大気汚染、悪臭その他の公害苦情への対応を行い、市民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
受付苦情の件数	単位	目標	1620	1620	1300	1560	1560	1560
	件	実績	1303	1559				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
公害苦情の解決率	単位	目標	-	-	85	85	85	85
	%	実績	89	86				
事業目的	市民から寄せられる騒音、振動、大気汚染、悪臭その他の公害苦情（水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係るものを除く）について、固定発生源（事業所、建設工事等）及び移動発生源（道路、鉄道、航空機等）に対する現地調査等を行うとともに、事業者に対して公害防止に係る行政指導等を行うことにより、公害苦情を迅速かつ適切に解決し、市民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。							
背景・課題	生活環境の保全に対する市民の関心は高く、騒音や悪臭等に関する相談が多く寄せられています。そのため、それらの相談を迅速かつ適切に処理する必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	公害紛争処理法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関する市民意識調査(令和4年11月：回答者数1,428人) 環境や環境の取組に関心がある市民は83.2%で、そのうち51.3%は大気汚染対策、28.6%は騒音・振動対策に関心を持っています。</li> <li>環境に関する企業意識調査(令和3年度：回答企業数602社) 事業活動を継続する上で重要と考える環境課題のうち「環境汚染(大気・水質・土壌・化学物質)の対策」は、「廃棄物の削減・循環経済の確立」「気候変動・地球温暖化対策」に次いで第3位となっています。「環境汚染(大気・水質・土壌・化学物質)の対策」が重要と考える企業は51.7%にのびります。</li> </ul>							
事業スケジュール	通年事業							
事業開始年度	平成15年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	都市生活型環境対策業務	603	410	193	事業者向けパンフレット増刷による増
2	騒音・振動苦情対応業務	4,439	4,599	▲160	委託件数を見直したことによる減	
3	大気汚染・悪臭苦情対応業務	1,021	1,355	▲334	測定件数を見直したことによる減	
細事業合計		6,063	6,364	▲301		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 赤間 知行	係長 関 浩二	尾崎 篤
------------------------------------	-------------	------------	------

# 令和6年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	大気・音環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	9					
歳出予算科目	一般会計	9	款	3	項	1	目	政策番号	31	施策番号	7
事業名称	大気規制指導事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	14,582	0	0	15	0	14,567
令和5年度	15,264	0	0	13	0	15,251
増▲減	▲682	0	0	2	0	▲684

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	10,844	11,133	14,314	14,314	14,314
	市債＋一般財源	10,842	11,133	14,300	14,300	14,300
決算	事業費	10,040	9,191			
	市債＋一般財源	10,040	9,188			

事業概要 (アクティビティ)	・市内の大気環境が環境基本法で規定される大気環境基準を達成することを目標とし、固定発生源（工場・事業場等）及び移動発生源（運行車両等）を対象に、法令に基づく規制指導や自主的取組を促す啓発等を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
窒素酸化物等の立入 測定の数検体数	単位	目標	43	39	38	38	38	38
	検体	実績	42	30				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
法令違反の是正率	単位	目標	100	100	100	100	100	100
	%	実績	100	100				
事業目的	安全・安心で快適な大気環境の保全							
背景・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の大気環境については、事業者の環境保全の取組により、硫黄酸化物などの大気汚染物質濃度は減少していますが、光化学オキシダントは全国的にも環境基準を達成しておらず、固定発生源や移動発生源のさらなる環境保全の取組が必要です。</li> <li>・頭痛や目がチカチカするなどの人への健康影響がある光化学スモッグについては、毎年夏場に光化学スモッグ注意報を発令しています。市民の健康を守るためにも原因物質である光化学オキシダントの低減に向けた取組が必要です。</li> <li>・石綿は耐火・断熱目的で建材などに使用されてきましたが、中皮腫や肺がんを引き起こすことから、現在は使用禁止となっています。しかし、使用禁止前に建てられた建築物等には石綿を含む建材が多く使用されており、これらを解体等する際に、石綿が周辺環境に飛散する恐れがあることから、解体等工事における石綿の飛散防止対策を徹底していく必要があります。</li> <li>・全国的に建築物等の解体工事件数は増加傾向であり、令和10年頃にピークを迎えると国で推計されています。市内には石綿を使用している可能性のある建築物が14万棟存在しており、解体等工事を行う際の飛散防止対策を徹底していくために、事業者への周知や工事の立入検査を強化していく必要があります。</li> </ul>							
根拠法令・方針決裁等	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例等							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の大気環境基準の達成状況</li> <li>・二酸化硫黄(SO2)、一酸化炭素(CO)、二酸化窒素(NO2)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)は全測定局で環境基準を達成。</li> <li>・光化学オキシダント(Ox)は全測定局で環境基準を未達成。</li> <li>・光化学スモッグ注意報の発令回数 令和4年度：2回、令和3年度：4回、令和2年度：1回、令和元年度：3回、平成30年度：4回</li> <li>・解体等工事件数の推計（国交省）</li> <li>・アスベストが使用されている建築物の全国の解体工事件数は、平成30年度に6万件程度、令和10年頃に10万件程度と見積もられている（現状の1.7倍程度の解体工事件数）。</li> </ul>							
事業スケジュール	令和4年度：石綿事前調査結果報告制度の開始（年21,761件の受付） 令和5年度：石綿事前調査の有資格者制度の開始（石綿飛散防止対策の強化） 令和6年：大都市大気担当者会議事務局運営 令和7年：九都県市大気保全専門部会（OX・PM2.5WG、規制・流入車・装置WG）事務局運営							
事業開始年度	昭和46年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	大気汚染物質対策業務	10,020	10,655	▲635
2	ダイオキシン類対策業務	1,082	1,082	0	
3	石綿飛散防止対策業務	470	591	▲121	事業者向けパンフレット見直しによる減
4	石綿飛散防止対策管理業務	3,010	2,936	74	報酬改定による増

	細事業合計	14,582	15,264	▲682	
--	-------	--------	--------	------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	赤間 知行	浅野 卓哉	藤井 裕子

# 令和6年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	大気・音環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	10	
歳出予算科目	一般会計	9 款 3 項	1 目	政策番号	31	施策番号	7
事業名称	大気・音環境管理費						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	16,606	0	0	73	0	16,533
令和5年度	15,747	0	0	59	0	15,688
増▲減	859	0	0	14	0	845

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	13,084	12,574	16,268	16,268	16,268
	市債＋一般財源	13,057	12,547	16,197	16,197	16,197
決算	事業費	13,162	13,017			
	市債＋一般財源	13,136	12,981			

事業概要 (アクティビティ)	環境法令等に基づく大気汚染・騒音・振動・悪臭に関する事業場への規制指導等にかかる事務経費							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
法律に基づく届出	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	4205	4460				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
安全・安心で快適な大気・音環境が保全されている	単位	目標	-	-	80.0	80.0	80.0	80.0
	%	実績	76.3	75.5				
事業目的	規制指導を専門とする会計年度任用職員を雇用し、現地調査・事業者指導等により相談を処理することや所管業務の効率化を図ることや市民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。							
背景・課題	生活環境の保全に対する市民の関心は高く、騒音や悪臭等に関する相談が多く寄せられています。そのため、それらの相談を迅速かつ適切に処理する必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	環境基本法、大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、横浜市環境管理計画							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関する市民意識調査(令和4年11月：回答者数1,428人) 環境や環境の取組に関心がある市民は83.2%で、そのうち51.3%は大気汚染対策、28.6%は騒音・振動対策に関心を持っています。</li> <li>環境に関する企業意識調査(令和3年度：回答企業数602社) 事業活動を継続する上で重要と考える環境課題のうち「環境汚染(大気・水質・土壌・化学物質)の対策」は、「廃棄物の削減・循環経済の確立」「気候変動・地球温暖化対策」に次いで第3位となっています。「環境汚染(大気・水質・土壌・化学物質)の対策」が重要と考える企業は51.7%にのびります。</li> </ul>							
事業スケジュール	通年実施							
事業開始年度	昭和43年度(大気汚染)他							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	大気・音環境管理費	16,606	15,747	859	報酬改定による増
	細事業合計	16,606	15,747	859		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 赤間 知行	係長 蓑島 浩二	森田 光夕紀
------------------------------------	-------------	-------------	--------

# 令和6年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	水・土壌環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	10					
歳出予算科目	一般会計	9	款	3	項	1	目	政策番号	31	施策番号	7
事業名称	水質規制指導事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	19,479	0	0	0	0	19,479
令和5年度	20,961	0	0	0	0	20,961
増▲減	▲1,482	0	0	0	0	▲1,482

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	19,934	18,760	19,479	19,479	19,479
	市債＋一般財源	19,934	18,760	19,479	19,479	19,479
決算	事業費	18,963	15,946			
	市債＋一般財源	18,963	15,946			

事業概要 (アクティビティ)	水質汚濁防止法や横浜市生活環境の保全等に関する条例等に基づき、河川や海域（公共用水域）へ排水する事業場や水質事故現場に立入調査等を行い、排水等を分析し、事業者等に水質汚濁の防止等を指導します。また、他自治体と連携し東京湾の水質改善を図ります。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
立入件数	単位	目標	—	—	550	550	550	550
	件	実績	505	536				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
法令違反の是正率 (是正数/法令違反指導数×100)	単位	目標	—	—	100	100	100	100
	%	実績	83	82				
事業目的	<p>・水質汚濁防止法や横浜市生活環境の保全等に関する条例等では、事業場の排水について有害物質や汚濁物質等の基準が規定されています。そこで、事業場に立入調査し排水を分析することにより、基準に違反している場合やそのおそれがある場合には、分析結果に基づき、排水処理施設の構造や運転管理方法の改善を指導し、公共用水域の水質汚濁の防止を図ります。また、公共用水域の水質事故に対しては、河川水等を分析することにより、原因者を特定し再発防止を指導します。</p> <p>・東京湾の水質は、いまだに夏季には赤潮、貧酸素水塊や青潮が発生していることから、流域自治体等と連携し環境調査や市民啓発を行うことにより、効果的な東京湾の水質改善を図ります。</p>							
背景・課題	東京湾への汚濁物質の流入負荷量は減少傾向にありますが、環境基準であるCODは高止まり、赤潮や青潮の発生の解消には至っていません。また、排水基準違反や水質事故は人の健康や生態系に不可逆的な影響を及ぼす可能性があり、事業者への法令周知や市民への啓発等を継続的に実施しなければなりません。							
根拠法令・方針決裁等	環境基本法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、環境管理計画、水と緑の基本計画等							
根拠・データ等	<p>・水質汚濁防止法届出事業場数          &lt;実績推移&gt; 3年度2,665事業場、4年度2,582事業場、5年度2,600事業場（見込）、6年度2,600事業場（見込）</p> <p>・ダイオキシン類対策特別措置法届出事業場数          &lt;実績推移&gt; 3年度14事業場、4年度14事業場、5年度14事業場（見込）、6年度14事業場（見込）</p> <p>・水質汚濁防止法等に基づく立入件数          &lt;実績推移&gt; 3年度505件、4年度536件、5年度550件（見込）、6年度550件（見込）</p> <p>・水質事故発件数          &lt;実績推移&gt; 3年度57件、4年度73件、5年度80件（見込）、6年度80件（見込）</p>							
事業スケジュール	<p>・事業場立入調査及び水質事故対応（通年）</p> <p>・九都県市水質改善専門部会及び東京湾岸自治体環境保全会議（通年）</p> <p>・東京湾環境一斉調査（8月）</p> <p>・九都県市共同東京湾底質調査（7月から9月）</p>							
事業開始年度	昭和47年							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	事業場立入調査事業	18,826	20,321	▲1,495	立入件数及び分析項目見直しによる減、環境科学研究所との協体制整に伴う減
2	広域連携事業	653	640	13	実績に基づく見直しによる増	
細事業合計		19,479	20,961	▲1,482		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	百瀬 英雄	倉田 賢志	秋山 太一

# 令和6年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	水・土壌環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	11					
歳出予算科目	一般会計	9	款	3	項	1	目	政策番号	31	施策番号	7
事業名称	土壌対策規制指導事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	18,136	0	0	463	0	17,673
令和5年度	17,364	0	0	473	0	16,891
増▲減	772	0	0	▲10	0	782

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	15,552	16,685	18,136	18,136	18,136
	市債+一般財源	15,310	16,443	17,673	17,673	17,673
決算	事業費	15,288	15,820			
	市債+一般財源	15,056	15,817			

**事業概要 (アクティビティ)**  
 土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例(市条例)に基づき、届出・申請等の審査や立入検査等を行い、事業者等に土壌汚染・地下水汚染対策の指導を行います。また、市条例に基づく地下水採取の許可等の業務及び地盤沈下監視ガイドライン(環境省)に基づく精密水準測量調査を行います。

事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
法令に基づく申請等数	単位	目標	-	-	1000	1000	1000	1000	1000
	件	実績	1161	1008					
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
法令違反の是正率(是正数/法令違反指導数×100)	単位	目標	-	-	100	100	100	100	100
	%	実績	95.7	83.3					

**事業目的**  
 ・土壌汚染に係る申請等の審査・立入検査等を行い、適正に手続きを行うよう事業者を指導します。中小企業者への出前講座及び法令説明会により、中小企業者が適正な土壌汚染対策を行えるよう支援します。土壌管理データベースシステムの管理を行い、効率的な業務執行につなげます。地下水汚染に係る規制指導業務や汚染井戸追跡調査を行い、地下水汚染に対して適切な指導を行います。ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の常時監視を行います。  
 ・土壌汚染対策法に基づく処理業の許可審査業務や事業所への立入検査等を行い、汚染土壌の適正処理を指導します。  
 ・市条例に基づく地下水採取の許可等の業務及び地盤沈下監視ガイドライン(環境省)に基づく精密水準測量調査を行い、地盤沈下の防止を図ります。

**背景・課題**  
 土壌汚染対策や地盤沈下対策が適正に行われることを目的として土壌汚染対策法及び市条例が制定されており、これらに基づき適切に指導等を行う必要があります。市内の地盤沈下の状況を把握するため、精密水準測量調査を定期的実施する必要があります。

**根拠法令・方針決裁等**  
 環境基本法、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、工業用水法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、地盤沈下監視ガイドライン(環境省)

**根拠・データ等**  
 ・土壌汚染対策法に基づく届出・申請審査件数  
 <実績推移> 3年度469件、4年度388件、5年度390件(見込)、6年度390件(見込)  
 ・市条例(土壌関係)に基づく届出・申請審査件数  
 <実績推移> 3年度323件、4年度259件、5年度260件(見込)、6年度260件(見込)  
 ・土壌ダイオキシン類調査実施地点  
 <実績推移> 3年度10地点、4年度10地点、5年度5地点(見込)、6年度5地点(見込)  
 ・汚染土壌処理業者数  
 <実績推移> 3年度5者、4年度5者、5年度6者(見込)、6年度6者(見込)  
 ・精密水準測量成果点数  
 <実績推移> 3年度97点、4年度118点、5年度118点(見込)、6年度118点(見込)

**事業スケジュール**  
 ・法令に基づく申請等の審査(通年)  
 ・地下水採取を行う事業者への立入(通年)  
 ・土壌汚染対策法及び市条例に基づく立入検査(8月から12月)  
 ・土壌ダイオキシン類調査(9月から11月)  
 ・地下水汚染追跡調査(10月から11月)  
 ・汚染土壌処理業者への立入検査(10月から12月)  
 ・精密水準測量の実施(10月から1月)

**事業開始年度**  
 昭和34年度

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	土壌汚染・地下水汚染対策業務	2,604	2,912	▲308
2	汚染土壌処理業に関する業務	52	52	0	
3	地盤沈下対策業務	15,480	14,400	1,080	労務単価上昇見込みによる増
細事業合計		18,136	17,364	772	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。

課長	係長	
百瀬 英雄	田村 瞬	福島 彰

# 令和6年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	水・土壌環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	12
歳出予算科目	一般会計	9 款 3 項	1 目	政策番号	31	施策番号 7
事業名称	水・土壌環境管理費					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	11,277	0	286	43	0	10,948
令和5年度	6,967	0	286	26	0	6,655
増▲減	4,310	0	0	17	0	4,293

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	7,235	7,120	11,277	11,277	11,277
	市債+一般財源	6,974	6,808	10,948	10,948	10,948
決算	事業費	6,810	6,157			
	市債+一般財源	6,523	5,870			

事業概要 (アクティビティ)	課内業務に必要な事務費の執行 ・水質汚濁、地盤沈下、土壌・地下水汚染の規制指導、生活環境保全のための一般事務経費 ・事業場等への立入調査、河川等環境調査、土壌ダイオキシン類調査、水質事故対応等のための旅費、消耗品費等の一般的経費 ・県委託業務（東京湾水質総量規制のための調査業務）に関する会計年度任用職員人件費等							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
事業所等への立入調査等件数	単位	目標	620	620	620	620	620	620
	件	実績	587	616				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
「大気汚染や騒音、臭いなどの心配がなく快適に暮らせている」と回答した市民の割合	単位	目標	80	80	80	80	80	80
	%	実績	76.3	75.5				
事業目的	課内業務に必要な事務費を執行します。							
背景・課題	課内業務を適正に推進するため、事務費を効率的に執行する必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	環境基本法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、工業用水法、横浜市生活環境の保全等に関する条例、環境管理計画、水と緑の基本計画等							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律、市条例に基づく届出書受付件数(水質汚濁、土壌・地下水対策、地盤沈下対策)                      &lt;実績推移&gt; 3年度1,771件、4年度1,588件、5年度1,600件(見込)、6年度1,600件(見込)</li> <li>河川等環境調査実施地点                      &lt;実績推移&gt; 3年度29地点、4年度32地点、5年度32地点(見込)、6年度32地点(見込)</li> <li>土壌ダイオキシン類調査実施地点                      &lt;実績推移&gt; 3年度10地点、4年度10地点、5年度5地点(見込)、6年度5地点(見込)</li> <li>水質事故発生件数                      &lt;実績推移&gt; 3年度57件、4年度73件、5年度80件(見込)、6年度80件(見込)</li> </ul>							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律、市条例に基づく届出事務(通年)</li> <li>事業場等への立入調査及び水質事故対応(通年)</li> <li>河川等の環境調査(7月、1月)</li> <li>土壌ダイオキシン類調査(9月から11月)</li> <li>県委託業務(東京湾水質総量規制のための調査業務)(7月から10月)</li> </ul>							
事業開始年度	昭和34年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	事業場指導関連業務	7,375	6,680	695	実行ベースに合わせたことによる増(委託)
2	会計年度任用職員賃金等	3,902	287	3,615	職員人件費からの振替	
細事業合計		11,277	6,967	4,310		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 百瀬 英雄	係長 田村 瞬	木内 双葉
------------------------------------	-------------	------------	-------